

第15回新型コロナウイルス対策本部会議

令和2年5月4日（月）17:20～18:00 危機管理防災センター本部会議室

- 司会 それでは、ただいまから第15回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたします。
 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
 まず、2、知事発言といたしまして、大野知事から発言をお願いいたします。
- 大野知事 （知事発言：別紙のとおり）
- 司会 続きまして、3、議題の（1）新型コロナウイルス感染症の発生動向について、保健医療部長から説明をお願いいたします。
- 保健医療部長 保健医療部でございます。
 発生状況でございますが、資料の3ページをご覧くださいと思います。
 電話相談の状況でございますが、平日は、平均3,000件を超える状況でございますが、高止まっている状況でございます。
 次に、もう1枚おめくりいただきまして、PCR検査の現状でございますが、累計が8,718件まで増加してまいりまして、特に、民間の検査がここのところ非常に伸びております。
 続きまして、もう1枚おめくりいただきまして、陽性者の状況でございます。5月3日時点で、累計陽性患者は901人になりました。
 その内訳といたしましては、3日時点で入院治療をされている方が281人、宿泊療養の方が60人、現在、自宅療養の方については141人、入院調整中が12人、退院、そして療養を終了された方が369人、亡くなられた方が38人となっております。
 推移として、折れ線グラフで見た場合に、陽性患者は増え続けておりますけれども、1日当たりのグレーの棒グラフで見ると、4月20日から26日までの1日当たりの平均は22件でございます。そして、27日から5月3日までの1日

当たりの平均でいきますと11.5。1日当たりの陽性者数は減少傾向にあります。

そして、今度は、白の棒グラフでございますけれども、退院者、そして療養終了者の1日当たりの件数ですが、これも4月20日からの1週間の平均は12件、27日からの週からの平均が28件と、こちらは増加傾向にあります。

こうしたことから、二つの折れ線グラフ、累計の陽性発生と、退院ですとか療養終了、この二つの累計のグラフの差が、徐々に縮まりつつある状況にあります。

もう一枚おめくりいただきまして、発症経緯の内訳ということで、3月31日時点での発症経緯と5月1日時点と比較してみますと、いわゆる海外由来のケース、それから国内の東京都内の由来のケース、そういったものの割合が、5月ではかなり小さくなってまいりました。

その一方で、家庭内における感染、そして、病院や施設内における感染の割合が高まってきております。そういった結果もございます。

もう一枚おめくりいただきまして、市町村別の陽性者の分布でございます。

さいたま市、そして所沢市では、これまでに100人を超える陽性者が出ている一方で、発生者が出ない町村が10ございます。白い部分でございます。東京都に隣接しているエリアで多く陽性者が発生している、そういった動きになってございます。

発生状況については以上でございます。

司会

続きまして、(2)5月7日以降の緊急事態措置等の発生動向について、各担当部局から順次説明をお願いします。

それでは、まず、危機管理防災部からお願いします。

危機管理防災部長

それでは、資料24の8をご覧いただきたいと思います。8ページでございます。

5月7日以降の緊急事態措置等についてでございます。先ほど、冒頭で知事から緊急事態措置等の基本的な考え方について、発言がございましたけれども、それを踏まえまして、まず、1点目、Iでございます。緊急事態措置等の対象区域でございます。埼玉県全域としてございます。

また、II、緊急事態措置等の実施期間でございますが、令和

2年5月7日から令和2年5月31日までとしてございます。

Ⅲの具体的な緊急事態措置等の内容でございます。まず、1番目、現行の措置、そして対応の継続というものでございますが、(1)外出の自粛でございます。特別措置法45条第1項の適用ということで、県民の皆さまに対しまして、医療機関への通院、食料・医療品、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など、生活の維持のために必要な場合を除きまして、不要不急の外出の自粛を要請をいたします。

特に、遊興施設などのいわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について、自粛を要請をいたします。継続でございます。

そして、(2)でございます。施設の使用停止等の要請。特別措置法第24条第9項の適用でございます。

まず、1点目、アでございます。別表1とございます、11ページになりますが、別表1を付けております。施設の種類ごとに、また、内訳も示しておりますけれども、これまでと同様の内容でございます。

別表1の施設を管理する事業者または当該施設を使用するイベントの主催者の皆さまに対しまして、施設の使用停止、もしくはイベントの開催停止の協力を引き続き要請をいたします。アについては以上でございます。

福祉部長

それでは、続きまして、11ページの中ほど、別表2に掲げられております施設につきまして、福祉部の方からご説明をさせていただきます。

別表2に掲げられておりますのは、保育所でございますとか、デイサービスなどの通所、あるいは短期入所、いわゆるショートステイといった介護・障がいサービス等については、これまで適切な感染症防止対策を講じた上で、運営の継続を要請しておりました。

ただし、保育所や放課後児童クラブについては、規模を縮小しつつ、必要な保育等を確保するようお願いしてまいりました。

また、感染の拡大傾向にある一つの要因には、必要な方への保育が提供されることを前提に運んだ場合は、保育所や放課後児童クラブの休園休所も含め、保育等の提供のさらなる縮小をお願いしてきたものでございます。

これらのお願い対し、5月1日時点では、県内すべての市町村で、臨時休園や登園自粛等の対応をしていただいているとこ

ろです。

今般、緊急事態宣言の期間が延長されることになり、すでに、休園や休所期間の延長を決めた市町村もあることを確認していますが、保育等の提供の縮小など、対応をお願いする内容は、これまでの措置を継続していただくもので変わりはありません。

なお、本県においては、冒頭、知事のほうからお話があったように、新規の要請患者が減少し、また、感染経路不明の孤発例も少しずつ下がってはおりますが、この傾向が続くとはまだ判断しかねることから、各地域における新規感染者の度合いを踏まえつつ、次のめくっていただきまして9ページのほうになりますが、市町村において、保育の必要度合いについて、ご判断をいただきたいというふうに考えております。

また、当初想定されていた期間を超えるという意識や、臨時休業が行われることによりまして、保護者においては、これまでと同様の対応ができなくなり、保育等が必要となる事例も考えられることから、市町村においては、保育等の必要性を適切に把握していただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

危機管理防災部長

続いて、9ページの上の方のウでございます。

別表3、これも11ページになりますが、11ページから12ページにかけて別表3を付けております。

別表3の事業者等につきましては、適切な感染防止対策を講じた上で、事業の継続をお願いしたいと考えております。

なお、飲食店での酒類の提供につきましては、引き続き午後7時までとしていただくようご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

教育長

続いて、(3)県立学校の休業の要請についてでございます。

去る4月27日に、知事から教育委員会に対しまして、県立学校の休業を5月31日までとするよう要請を受けました。

これを受けまして、教育委員会としては、4月28日に5月31日までの休業延長を決定し、各県立学校等に通知したところでございます。

なお、市町村立の小中学校等につきましては、各市町村教育

委員会に対し、原則として同様の措置を取るよう、あらためて要請をいたしました。

以上でございます。

県民生活部長

2番の新たな措置でございます。県民生活部でございます。特措法第24条第7項に基づきまして、埼玉県警察本部に対して、対処、啓発の強化の要請をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、マスクの販売や特別定額給付金の支給をめぐる詐欺事件、また、休業中の店舗を狙った窃盗などの犯罪の多発が懸念されます。

そこで、埼玉県警本部に対しまして、これらの事案への対処をさらに強化していただきますようお願いするものでございます。

次に、3番、強化する措置でございます。価格の安定化でございます。内容につきましては、資料13ページでご説明させていただきます。13ページの横長の表でございます。これは、特措法の59条関連でございます。

これまで、生活必需品の買い占め、監視等を行ってまいりましたが、4月8日から30日まで、県民通報等で実際に調査に着手した事案は17件。うち、4件が指導となっております。

指導事例では、異業種、例えば、スポーツ用品店でマスクの販売を行うでありますとか、露店でマスクをゲリラ的に販売するというような事例がありました。いずれも、その場で是正指導をしたところでございます。

これらの調査を踏まえまして、食品などの広範な値上げということは、まだ見られてございませぬし、消費者行動も全体として落ち着いた状況にあるというふうに認識しております。

しかしながら、マスク等につきましては、悪質な販売事例もございまして、さらに詳細な調査を実施しているところでございます。

マスク等は、徐々に市場に出回ってきているようにみられます。これまでは、欠品ということで、「売る・売らない」あるいは「それをいくらで売る」、こういったことは、その次の問題でございましたけれども、市場に少しずつ出回ることによりまして、高値販売、あるいは不当表示などの行為が行われる可能性がございますので、監視・対策をこれから特に強化してまいりたいというふうに考えています。

その強化の中身でございますが、資料の真ん中の枠でござい

ます。これまでどおり、重点監視品目、監視体制を取ってもらいますが、加えまして、強化1ということで、消費問題の専門家でございます消費生活相談員30人に、小売り店舗等の監視を委嘱いたします。週に3日、11市で展開いたします。

さらに、強化体制ということで、職員の応援体制で、16人体制で調査、指導に特化して臨みたいと思っております。この中には、県警OBの方、3人も含めます。

3番目に、今後の対応策でございますが、高値販売、買い占め・売り惜しみとともに、消費生活条例に基づきまして、勧告、公表の手段を取ってまいりたいと思っております。

また、転売につきましては、県警察本部のほうに通報させていただきまして、案件によりましては、国民生活安定緊急措置法26条に基づく懲役、罰金の仕組みもございます。

そのほか、現行の諸法令を活用いたしまして、悪質事案に躊躇なく対応してまいります。

なお、私どもの取り組みは、消費者庁と連携をしております。県の把握した事案につきましては、すでに消費者庁へ情報提供しております。今後とも、連携を密にして対応してまいります。

司会

それでは、続きまして、Ⅳの緊急事態措置等とあわせて実施する取組について、総務部からお願いします。

総務部

1点目の、県庁の体制を一時的に変更し、保健所や医療行政への応援体制を強化についてでございます。

これまでも、応援体制を敷いていたところでございますけれども、日頃の事務の中止や延期など、具体的な事務の仕分けを行った上で、体制を強化し、新型コロナ対策にあたる予定でございます。

なお、ホテルでの患者の生活支援などの業務に従事する職員につきましては、感染予防対策を徹底した上で、業務に従事していただくこととしております。

保健医療部長

続いては、2番目でございます。市町村への協力要請ということでございますが、令和2年4月24日付けで、各市町村長に対しまして、宿泊施設の運営や保健所の相談業務などに従事する職員の派遣の依頼を行いました。

現在、さいたま市、所沢市、狭山市が7日からということで

ございますが、職員の応援を行っていただきます。

今後とも、必要に応じまして協力を要請し、連携した対策を進めてまいります。

次の3ページ目、わかりやすい情報の発信についてでございますが、感染者の発生状況などにつきまして、ホームページにおいて、現在、療養者の内訳などを表形式で表示して、わかりやすい内容にあらためたところでございますが、今後、さらに、療養終了者の状況などもグラフで表すなど、わかりやすい情報の発信に努めてまいります。

県民生活部長

次に、4、県民や事業者からの相談等への対応でございます。さまざまな電話相談窓口で、県民や事業者の方からの相談に対応しております。

例えば、受診などに関する一般相談は、県民サポートセンターで対応しております。以下、さまざまな対応をしておりまして、特に、緊急事態の状況に伴いまして、精神的なご負担が増大している、こういう状況に鑑みまして、例えば、ドメスティック・バイオレンスに関する相談、心の健康に関する相談、子どもに関するいじめ等の相談、こういった相談なども強化して、しっかり対応してまいります。

企画財政部長

では、引き続きまして、5、国に対する要望、企画財政部からでございます。

緊急事態措置の延長に伴いまして、大きな影響を受けています経済・教育などの分野について対応するため、交付金の拡充を中心に国に要望してまいります。

資料の方針のところ丸が3つございますとおり、子どもの学習機会の確保や企業の資金繰り対策など、引き続き実施する必要がございますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる増額をあらためて要望してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、実際の運用にあたって、地方の裁量を広く認め、真に柔軟かつ包括的な交付金となるように求めてまいります。

さらに、これは国の仕事ではございますけれども、一刻も早く、ワクチンや治療法、治療薬の開発を進めていただけるように、その附則についても要望してまいります。

司会

続きまして、（３）県有施設、県主催イベントについて、県民生活部長から説明をお願いいたします。

県民生活部長

資料の１４ページでございます。５月７日以降の県施設の対応でございますが、①改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の延長に伴いまして、引き続き県施設、１５ページ、１６ページと別表を掲げてございます。１７ページまでです。

８９施設につきましては、５月３１日まで休館とさせていただきます。

なお、引き続き県民の命と生活を守る施設、その欄に掲げてございますが、これらの施設については、休館を見送ることといたしております。

司会

続きまして、県主催イベント等について、危機管理防災部長からお願いします。

危機管理防災部長

資料は、２２分の１８でございます。県主催イベント等の取扱いについてでございますが、緊急事態宣言が延長されたということ踏まえまして、５月３１日までの県主催イベント、行事につきましては、原則、中止または延期としたいと考えています。

なお、指定管理者に対しましては、こうした県の考え方を伝えて、同様の対応を要請してまいります。

司会

続きまして、（４）行動変容について、危機管理防災部長からお願いいたします。

危機管理防災部長

報告でございます。２２分の１９、１９ページをご覧いただきたいと思っております。行動変容に関する補足の資料でございます。

まず、１９ページは、ＪＲ大宮駅の乗降者数の減少率の推移でございます。４月２５日土曜日、あるいはその前の週の４月１８日土曜日、これにつきましては、８０パーセントを超えた減少率。前年の同週、そして同曜日との比較になっております。

そのほかの平日については、７割前後の減少率になっておりますが、５月１日については、７４パーセント減少しております。

２０ページをご覧いただきたいと思っております。ＮＴＴドコモの

モバイル空間統計で、そのレポートから一部改編した資料でございます。

大宮駅周辺、西口、東口でございますけれども、その人口の増減状況、それぞれの日、15時時点の状況でございます。特に、点線が感染拡大前、1月18日から2月14日、4週間の平均でございますが、それぞれの状況でございます。

直近が5月3日、日曜日になっておりますけれども、点線で見えていただくとおわかりのとおり、75.5パーセントの減少ということで、同表の中での一番の減少率となっております。

21ページをご覧くださいと思います。21ページ、22ページの資料につきましては、このたび、KDDIさんのご協力があり、新たに追加した資料、行動変容に関する資料でございます。

KDDIスマートフォンユーザーのうち、位置情報の利用をプラスしたユーザーの位置情報から、滞在人数を推計したものでございまして、それぞれ駅周辺、半径500メートルに滞在した方の増減率でございます。

60分以上滞在した者ということで、居住者は含んでおりません。実線が15時時点、そして点線については、20時時点で二つの時間で比較をしております。

4つの駅、大宮駅、川越駅、そして、22ページが所沢駅、南越谷駅、この4つの地点をデータとして取っておりますけど、当然、すべての駅において、15時よりも20時の減少については大きくなっております。

例えば、大宮駅周辺では、4月29日水曜日は休日でございますけど、84.5パーセントということで、ここは8割を超えた減少率、これについても感染拡大前との比較になっておりますけれども、減少しております。

説明は以上でございます。

司会

議題は以上ですけれども、ほかに発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題4、知事訓示につきまして、大野知事からお願いいたします。

大野知事

(知事訓示：別紙のとおり)

司会

以上をもちまして、第15回新型コロナウイルス対策本部会議を終了いたします。
ありがとうございました。